

行政法研修 実施要領

- 1 目的 業務の遂行に必要な行政法について、地方自治体に関係する事例等を通じて自治体職員に必要な基礎知識を習得する。
- 2 主催 こうち人づくり広域連合
- 3 対象 全職員
- 4 定員 48人 ※高知県職員との合同研修
- 5 日程 令和4年9月14日(水)
- 6 会場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室(高知市本町4丁目1-35)
- 7 持参物 職場でお使いの名札

	カリキュラム	時間	講師
9:00	1 はじめに 分権の状況と分権時代の行政法—地方公務員にとって「行政法」を学ぶ意義 2 行政作用法 I. 行政と法律・条例の関係 II. 行政の行為形式(1) 権力的行為 III. 行政の行為形式(2) 非権力的行為 IV. 行政上の義務の履行の確保手段 (代執行、執行罰、直接強制、強制徴収) 3 行政救済法・事前救済手続 I. 行政手続 II. 情報公開制度 III. 個人情報保護制度 IV. 広報行政、説明責任、パブリック・コメント等 4 行政救済法・事後救済手続 I. 行政不服審査制度の概要 II. 行政事件訴訟制度の概要 III. 国家補償制度(国家賠償法・損失補償)	7.0	神奈川大学法学部 准教授 諸坂 佐利 (もろさか さとし)
17:00			

<担当者から>

「行政法」という名の法律はありません。
 行政法とは、行政(行政権)に関わる様々な法律の総称です。
 この講義では、自治体職員が様々な形で行う私人への関わり方についての責任や共通する考え方を、わかりやすく講義いただきます。
 自分の職務がどのような法的な考え方に基づいたものなのかを理解し、一歩進んだ自治体職員を目指しませんか。

こうち人づくり広域連合 担当:河原 加奈
 高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
 TEL:088-873-0333
 FAX:088-872-7716
 E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
 HP : <http://www.kochi-hitozukuri.or.jp>